

青森県報

第三千三百五十七号

平成二十三年

三月二日

(水曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更	市振興町課	一
青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定	青少年男女共同参画課	一
技能検定試験の施行	労政・能力開発課	一
右 同	同	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	同	三
証紙売りさばき人の指定	同	四
右 同	同	四
農業振興地域整備計画の変更案の縦覧	農林水産政策課	四
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	建築住宅課	四
建設業者の許可の取消し	東青地域民局	五
右 同	中南地域民局	六
公安委員会	同	六
青森県警察組織規則の一部を改正する規則	警務課	六
右 同	同	六
平成二十三年度調理師試験の実施について	保健衛生課	六

告 示

示

青森県告示第七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の第三項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更の届出を平成二十三年二月十八日受理したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七十四号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
11001	書籍	恋愛熱情ラブパッション 三月号	一水社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
11002		裏モノ JAPAN 三月号	鉄人社	
11003		コミックジュネジュネ 二月号	ジュネット	
11004		恋愛チエリーピンク 三月号	秋田書店	

青森県告示第七十五号

平成二十三年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示す

る。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業、精密器具製作作業)、放電加工(数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾

3 単一等級
塗料調色

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十三年六月六日(月)から同年九月十一日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十三年七月二十四日(日)に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十三年八月二十一日(日)に実施する職種

一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(三) 平成二十三年八月二十八日(日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十三年九月四日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、電気機器組立て、仕上げ、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級
塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十三年四月十一日(月)から同月二十日(水)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百七十六号

平成二十三年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 随時三級

さく井、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業）、

鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装

二 実施期日

実技試験及び学科試験は、平成二十三年四月一日（金）から平成二十四年三月三十一日（土）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受け付けをする。

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百七十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年一月十五日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

青森市橋本二丁目一七の六

柴田 重蔵

青森県告示第百七十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和二十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

青森市橋本二丁目一七の六

柴田 保弘

二 指定年月日

平成二十三年二月二十二日

三 売りさばき場所

青森市橋本二丁目一七の六

公 告

農業振興地域整備計画の変更案の縦覧

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画(西津軽南部広域営農団地整備計画)を変更したので、同条第四項において準用する同法第十一条第十二項において準用する同条第一項の規定により、公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画の関係市町村の住民は、縦覧期間の満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について、県に意見書を提出することができ

る。

平成二十三年三月二日 青森県知事 三 村 申 吾

縦覧場所

青森県農林水産部農林水産政策課及び西北地域農林局地域農林水産部(五所川原合同庁舎農業普及振興室及び鱒ヶ沢庁舎)

縦覧期間

平成二十三年三月二日から同年四月一日まで

縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)第二十四条の規定により公告する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十三年七月三日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

(一) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十三年九月十一日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十三年七月二十四日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十三年十月九日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市大字馬屋尻字清水流二〇四の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十三年四月一日(金) から同月七日(木) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) に おいて、必要な事項を入力し申込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成二十三年四月十一日(月) から同月十五日(金) まで(ただし、八戸市での受付は同月十二日(火) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方二丁目九の二三 青森県建設会館

(2) 八戸市一番町一丁目九の二二 八戸地域地場産業振興センターユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

(1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無幀、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよ う付したもの)

(2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他

建築に関する実務経験についての証明書

(3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科試験 平成二十三年八月二十三日頃

(二) 設計製図試験 平成二十三年十二月一日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科試験 平成二十三年九月六日頃

(二) 設計製図試験 平成二十三年十二月一日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七 七三 二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三進工業

二 代表者の氏名 小川 功

三 主たる営業所の所在地 青森市岡造道二丁目一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第四七〇〇号

五 取消年月日 平成二十三年二月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アサヒトーセキ

二 代表者の氏名 対馬 金義

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字川合字浅田一八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二五八七号

五 取消年月日 平成二十三年一月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第八号を次のように改める。

八 外国人等による犯罪の捜査協力に関すること。

第十二条第七号及び第八号を次のように改める。

七 国際的な犯罪対策に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

八 犯罪の収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、平成二十三年三月十四日から施行する。

雑 報

平成23年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成23年 3月 2日

社団法人調理技術技能センター
理事長 松 田 朗

1 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成23年8月20日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

青森県立保健大学(青森市大字浜館字間瀬58の1)

3 受験手数料

6,100円

4 受験案内及び受験申請書の配布期間・配布場所

(1) 期間

平成23年4月25日(月曜日)から同年6月9日(木曜日)まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室

社団法人調理技術技能センター

5 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

平成23年4月25日(月曜日)から同年6月9日(木曜日)まで

(同日消印有効)

東京都中央区日本橋蛸留町2丁目8番5号 JACCビル5階

社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要)

平成23年5月9日(月曜日)から同年6月6日(月曜日)までの平日の午前9

時から午後5時まで

社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成23年9月26日(月曜日)

(2) 掲示場所

社団法人調理技術技能センター掲示版

青森県庁東側掲示版及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示版

(3) ホームページ

社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017(734)9212

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭